

令和4年第2回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和4年4月27日 開会

令和4年4月27日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和4年第2回奈井江町議会臨時会

令和4年4月27日（水曜日）

午前 9時59分開会

午前10時36分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第5号 奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第2号 令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第3号 令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第4号 令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第6号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第7号 工事請負契約について【奈井江町体育館大規模改修工事】

○出席議員（8人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
8番	大矢雅史	9番	森岡新二

○欠席議員 7番 森山 務

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三本英司								
副町	長	碓井直樹								
教	育	長 相澤公								
企	画	財	政	課	参	事	小澤克則			
総	務	課	長	辻脇泰弘						
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	横山誠
町	民	生	活	課	長	田野義美				

建設環境課長	加藤一之
産業観光課長	石塚俊也
保健福祉課長	鈴木久枝
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
建設環境課課長補佐	石川裕二
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
保健福祉課課長補佐	遠藤友幸
企画財政課課長補佐	井上健二
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会議務局長	滝本 静
議会庶務係長	釣本 真由美

（9時59分）

開会

●議長

皆さん、おはようございます。臨時会出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員8名で定足数に達しておりますので、令和4年奈井江町議会第2回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、非常出入口を開放したまま会議を進めてまいりますのでご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、笹木議員、8番、大矢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第13号)の専決処分承認を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。臨時会出席、お疲れさまです。
それでは、議案書の1ページをお開きください。
議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」。
専決事項は、令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第13号)であります。
歳入・歳出それぞれ、3,532万9,000円を追加し、総額をそれぞれ53億9,654万4,000円とする。
第2条、翌年度に繰り越して使用することができる経費については、5ページをお開きください。
第2表繰越明許費のとおりでございます。
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業2,914万5,000円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業10万円であります。
今回の補正予算につきましては、令和3年度の地方交付税等、歳入予算の確定を主た

るものとし、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、13ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費、ふるさと応援・寄附金事業に要する経費では寄附額の確定に伴う経費の見込み精査を行い、返礼記念品・送料など合わせて1,029万2,000円を減額計上。

14ページをお開きください。

10目の地域振興基金ではご寄附による積立てで3万円を追加計上。

15ページにわたる4款1項2目の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費では、職員の時間外勤務手当・ワクチン接種委託料等の事業費確定により合わせて1,425万9,000円を減額計上。

15ページ下段、8款の土木費、16ページの10款教育費において過疎債の配分確定に伴う財源の振替を行っております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページをお開きください。

2款地方譲与税から11ページにわたります12款交通安全対策特別交付金までの各交付額の確定により、合わせて6,953万2,000円を追加計上。

11ページ上段、15款1項2目の衛生費国庫負担金では、ワクチン接種費用の精査に合わせて新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金405万3,000円を減額計上。

同じく、2項3目の衛生費国庫補助金において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金1,020万6,000円を減額計上しております。

4目の土木費国庫補助金では、地方公共団体への道路除雪費の支援として交付された臨時道路除雪事業費補助金1,700万円を追加計上。

18款寄附金では、ふるさと納税額の確定による減額精査と赤川栄一様からのご寄附を合わせて2,054万4,000円を減額計上。

12ページにわたる22款町債では、過疎債のハード事業の配分確定により合わせて1,640万円を減額計上しております。

以上における歳入・歳出の差5,985万円については、歳出13ページ財政調整基金積立金を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第4、議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書42ページをお開きください。

議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、令和4年4月27日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和3年8月の人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改正に伴い、期末手当の年間支給数の引下げと令和3年度の引下げ相当する額を令和4年6月の期末手当から減額を行うため、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

総務課長。

●総務課長

臨時会出席、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

議案書の42ページと、配付されております臨時会資料23ページの資料3をご覧ください。

今回の改正につきましては、令和3年8月の人事院勧告による給与制度改革に伴う条例の改正であります。例年であれば、国の勧告を受けて関連する法律等の一部を改正する法律を11月に国会に提出し、期末手当の支給基準日である12月1日より前に改正施行しますが、令和3年度の改正につきましては、コロナ禍の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等、政府全体の取組との関連を考慮し、令和3年度の引下げに相当する額については民間の支給状況等を踏まえ、令和4年6月の期末手当から減額することで調整され、地方公務員の令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請されていたところでございます。

当町におきましても、今回の改正で、勧告に基づく年間の支給月数の引下げと令和3年度の引下げに相当する額を国からの要請に従い、令和4年6月の期末手当から減額を行うため、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

臨時会資料23ページ、資料3をご覧ください。

今回の条例改正は、今ほど申し上げました令和3年8月の人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改革に伴い、月例給の改定はございませんが、期末手当の支給率について、特別職については0.15月分を引き下げ、4.45月から4.30月に、一般職については同じく0.15月分を引き下げ、2.55月から2.40月に、再任用職員については0.10月分を引き下げ、1.45月から1.35月に、次ページになりますが、会計年度任用職員については令和3年度までの経過措置が終了し、一般職同様2.40月にするものであります。

議案書の42ページをご覧ください。

下段になりますが、43ページにわたりますが、附則につきましては、第1条では、この条例の施行日を公布の日からとし、第2条は、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額を行うための特例措置であります。

令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同条各号にあります職員の区分ごとに、それぞれ定める割合を乗じて得た額を減じた額とするものであり、第1号では再任用以外の職員で、定める割合は127.5分の15、第2号は再任用職員で72.5分の10、第3号は特別職で222.5分の15、第4号及び第5号はパートタイム・フルタイムの会計年度職員で、それぞれ定める割合

は95.625分の11.25とするものであります。

以上、「奈井江町 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご決定お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時11分)

●議長

日程第5、議案第2号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の19ページをお開きください。

議案第2号「令和4年度一般会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

歳入・歳出それぞれ9,040万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ52億9,740万8,000円とするものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出よりご説明いたしますので、25ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費、その他一般行政に要する経費では、令和3年人事院勧告による会計年度任用職員の期末手当の減額により、合わせて58万2,000円を減額計上。

下段、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費では、小中・学校の修学旅行でキャンセルが発生した場合の支援経費として50万円を追加計上。

26ページにわたります奈井江版生涯活躍のまちに要する経費では、事業関連委託料1億307万2,000円を追加計上。

26ページ、12款職員費では、先ほどの会計年度任用職員と同様、期末手当の減額により、合わせて1,258万2,000円を減額計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

24ページをお開きください。

11款の地方交付税では、奈井江版生涯活躍のまち実施事業に対する特別交付税2,576万8,000円を追加計上。

15款の国庫支出金においても、同様に地方創生推進交付金5,153万6,000円を追加計上しております。

以上における歳入・歳出の差1,310万4,000円については、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

なお、奈井江版生涯活躍のまち実施事業につきましては、担当参事よりご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

臨時会出席、大変お疲れさまでございます。

奈井江版生涯活躍のまちに要する経費の内容についてご説明をいたしますので、臨時会資料1ページ、資料1の地域再生計画をご覧願います。

初めに事業の背景等についてご説明をいたしますが、国では急速な少子高齢化の進展

など社会経済情勢が大きく変化する中で、地方創生の有用なツールとして地域再生制度による地域の自主的・自立的な取組の支援を行っております。

本町においても、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要戦略として位置づけてきた奈井江版生涯活躍のまちの取組を加速化させるとともに、人口減少の影響等による地域コミュニティの衰退化や、空き家・空き店舗の増加、情報発信の不足など様々な本町の課題を解決するため、本年1月26日付で内閣府に対し、ご覧いただいております地域再生計画「誰もが躍動し寄り添い集う 全世代共奏のまちづくりプロジェクト」の認定申請を行い、3月30日、内閣府から認定を頂いたところであります。

町といたしましては、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体への支援メニューである地方創生推進交付金等を有効に活用しながら、地域の強みや特徴を活かしながら地域住民・関係団体・民間企業等と一体となって、令和4年度からの5年間、奈井江版生涯活躍のまちの事業を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、18ページ、資料2の奈井江版生涯活躍のまちの概要をご覧ください。

今回、内閣府から認定を頂いた地域再生計画の特徴は、①の「誰もが活躍できる就労の創出と定住促進」として、就労機会の創出を通じた居場所や役割を持てる場の提供、空き家・空き店舗を活用した新たな事業支援策を構築すること、②の「誰もが健康で、安心して暮らせるまちづくりの確立」では、各世代のニーズに合わせた新たな健康づくりの場の創出や新たなコミュニティ組織の構築、地域公共交通体系の見直しをすること、③の「地域資源を活かしたまちづくり」では、本町の美しい自然や、産業・文化等の地域資源を生かしながら、この町ですっと暮らし続けたいと思うまちづくりを目指すとともに、奈井江町の魅力を発信し、行ってみたい・住んでみたいと感じられるまちづくりを推進していくものでございます。

また、誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくりを進めるため、「活躍・しごと」・「住まい」・「健康」・「交流・居場所」の4つの機能に属する各事業を一体的に進めるとともに、都市部人材との連携や交流プログラム、プロモーション事業等を通じた関係人口づくりを併せて進めていくものでございます。

次に、19ページの年度別事業費をご覧いただきたいと思っております。

当プロジェクトについては、国が認定した地域再生計画に基づき、自主的・先導的な取組を複数年度にわたり支援するため制度化されている地方創生推進交付金を活用し、単年度事業費の交付上限額1億4,000万円の範囲内で5年間にわたり事業を進めるものでございます。

5年間の総事業費については、5億8,912万5,000円、事業費に対する地方財政措置は地方創生推進交付金が50%の2億9,456万3,000円、特別交付税が25%の1億4,728万1,000円、一般財源が25%の1億4,728万1,000円を見込んでいただいております。

次に、20ページの年度別事業計画をご覧ください。

このプロジェクトでは、全世代・全員活躍型の共奏コミュニティの実現を目指し、8つの事業を計画してございますが、事業推進においては、町民ニーズや課題の把握、

関係団体・事業者等との連携、持続可能な事業運営の在り方など、中長期的な視点で調査・検討を進めながら順次事業に着手し、地域再生計画で定めた将来像、KPI——重要業績評価指標の達成に向けて取組を進めてまいります。

主な事業スケジュールについて説明をいたしますが、1の「しごとコンビニ事業の導入」では、令和4年度に町内の企業や団体等を対象としたニーズ調査や運営スタッフの採用・研修などの準備を進め、令和5年度からの本格運営を目指してまいります。

4の「多世代型交通システムの構築」では、子供から高齢者まで誰もが利用しやすい移動手段を確保するため、利用実態の基礎調査や先進事例調査・基本構想の策定等を進め、令和6年度には運行の実証試験を行ってまいります。

21ページ、5の「多世代のニーズに合わせた健康づくり事業の充実」では、町民の健康意識を高めるためのトレーニング機器の整備等として、令和4年度は体育館に、令和5年度は新庁舎に建設される保健センターに、機器の整備を行うとともに、民間企業等と連携しながら町民の健康づくりの場を提供してまいります。

7の「まち中音楽活躍システムの構築」では、令和4年度に町民や活動団体等へのヒアリング調査や先進事例の調査等を踏まえた基本構想づくりを進め、令和5年度以降、町のシンボルの1つであるコンチェルトホールが強みを活かしたイベントや、町民をはじめ、町内外の様々な人たちが音楽に触れることができるような事業を実施してまいります。

8の「都市部との交流プロモーション」では、持続的な関係人口の創出や町をPRするためのロゴ制作や情報発信・ふるさと納税の拡大など、都市部への各種プロモーション活動等を実施してまいります。

次に、22ページの令和4年度事業費内訳をご覧ください。

令和4年度の業務ごとの内容・事業費等を記載してございますが、当町におけるプロジェクトの進め方は、国の地域再生推進法人制度を活用し、地方公共団体の補完的な立場で地域再生事業に取り組む地域再生推進法人を指定し、関連業務を委託するとともに、より経験や専門性が求められる調査や事業の企画、地域再生推進法人の伴走支援など、プロジェクトのより効果的な推進を図るため、民間コンサルを含めた多様な主体との連携を図りながら事業を進めていくこととしてございます。

資料上段の地域再生推進法人への委託分の主な内訳についてでございますが、1行目の「しごとコンビニ検討・準備等委託」では、推進法人で採用するスタッフの人件費・業務用車両・事務用備品等の購入費・使用料等、1,368万8,000円。

3行目の「多世代健康・安全・活躍フィールド等検討委託」では、体育館のトレーニング機器等の環境整備・運動教室の開催等、4,120万6,000円など、地域再生推進法人分は5業務合計で6,096万4,000円の委託費を計上してございます。

次に、下段の民間コンサルへの委託分の主な内訳でございますが、1行目の「しごとコンビニシステム構築委託」では、専門業者による訪問指導・オンラインサポート、運営スタッフの募集・採用・研修サポートなどの費用として929万1,000円。

4行目の「多世代共生型交通システム基礎調査等委託」では、基本構想策定に向けた

関係者ヒアリングや利用実態調査など、497万2,000円。

7行目の「まち中音楽活躍構想関連調査委託」では、文化ホールの利用団体など町民グループへのインタビューや先進事例調査、音楽のまちづくりを進めるための基本構想策定など、552万2,000円。

9行目の「発展型関係人口づくりプロジェクト事業委託」では、ふるさと納税等の商品開発支援やオンラインイベント、SNS・動画等による情報発信、ロゴデザイン作成のためのワークショップ開催など、1,404万7,000円。

民間コンサル分は、9業務合計で4,210万8,000円、合計1億307万2,000円の委託費を計上してございます。

以上が「奈井江版生涯活躍のまち」の予算の内容でございますが、本予算のご承認を頂いた後、速やかに各事業の委託契約に向けた準備を進めるとともに、町民をはじめ、町内関係団体・企業等の皆様にも「奈井江版生涯活躍のまち」の取組についてご理解・ご協力をいただけるよう十分な説明や広報等を行いながら、一步一步着実に事業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時25分)

●議長

日程第6、議案第3号「令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書29ページをお開き下さい。

議案第3号「下水道事業会計補正予算（第1号）」の概要についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入の補正はなく、予算の総額は変わらず3億9,870万円であります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

32ページをお開きください。

1款3項1目下水道維持費では、令和3年人事院勧告による人件費の見込精査を行い、13万1,000円を減額計上。

また、予備費を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時27分)

●議長

日程第7、議案第4号「令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書35ページをお開き下さい。

議案第4号「病院事業会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、支出、第1款病院事業費用において600万7,000円を減額計上し、総額7億9,248万8,000円としております。補正予算の内容についてご説明いたします。

37ページをお開きください。

今回の補正予算は、令和3年人事院勧告に伴う人件費の精査であります。

支出の病院事業費用・医業費用の1目給与費では、期末手当・共済費等合わせて590万3,000円を減額計上。

38ページをお開きください。

医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費でも同様に10万4,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時29分)

●議長

日程第8、議案第6号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書44ページをお開き下さい。

議案第6号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」、令和4年4月27日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い町税条例及び都市計画税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させます。
よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

臨時会出席、お疲れさまでございます。

それでは、改正の内容につきまして臨時会資料により説明いたしますので、資料28ページをご覧ください。

今回の改正は、令和4年度の地方税法の改正に伴い町税条例・都市計画税条例を改正するものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

1つ目、個人町民税関係につきましては丸3つあります。

住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応につきまして、これまでの令和元年度の消費税増税対策による税制改正並びに令和2年度・3年度の新型コロナ特措法による税制改正により控除期間13年の特例期間がさらに延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの入居者を対象とし、適用年の各年において所得税から控除しきれない額を現行制度と同じく同じ範囲内で個人住民税から控除しようとするものです。

また、この措置による減収分は全額国費で補填されることとなっています。

続きまして2つ目、固定資産税関係では丸の固定資産税の課税の仕組みにつきまして、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税の負担感の軽減を図る観点から、令和3年度から5年度までの固定資産税の特例措置を講じておりますが、さらに景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものです。

なお、本改正につきましては、都市計画税も同様の措置となるため都市計画条例について所要の改正を行っております。

続きまして、3つ目の国民健康保険税関係では、1つ目として課税限度額の引上げにつきまして、医療給付費等の増加が見込まれる中で保険税負担の公平性確保と中間所得層の負担に配慮した保険税の見直しにより、国の基準に合わせ課税限度額の基礎課税分を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に引上げを行うものであります。

また、今回の改正に当たりましては、国民健康保険都道府県単位化に伴う道の運営方針において負担能力に応じて公平に保険税を負担するとの観点から、法定額に統一することを原則とされているところでございます。

2つ目の丸、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の減免の特例につきましては、従前の令和3年度までの国保税に令和4年度を追加し、納期限を令和

5年3月31日に改めるものです。

以上の改正のほか、併せて法改正に伴う関係条文の整理及びその他所要の整備を行っております。

次に、改正条例の附則は施行期日といたしまして、町民税の経過措置の見直しなど一部の規定を除き公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することを想定しております。

以上、「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」の主な改正点についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時35分)

●議長

日程第9、議案第7号「工事請負契約について」、奈井江町体育館大規模改修工事を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書52ページをお開き下さい。

議案第7号「工事請負契約について」。

下記のとおり、工事請負契約を締結するため地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求めるものであります。

令和4年4月27日提出、奈井江町長。

- 1、契約の目的、奈井江町体育館大規模改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約の金額、1億2,210万円。
- 4、契約の相手方、砂子・高橋・古屋経常建設共同企業体であります。

以上、工事請負契約についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和4年奈井江町第2回臨時会を閉会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時36分)